

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	過料の徴収	
根拠条例等・条項	堺市介護保険条例第20条から第24条まで	
所 管 課	各区役所 地域福祉課	
処 分 基 準	☒ 設 定 ☐ 設定できない ☐ 基準を公開できない 第20条 法第12条第1項本文の規定による届出をしない者（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から当該届出がなされた者を除く。）又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の過料に処す。 第21条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、100,000円以下の過料に処す。 第22条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処す。 第23条 詐欺その他不正の行為により保険料その他法令の規定による徴収金（法第150条第1項の納付金及び法第157条第1項ただし書の延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処す。 第24条 第20条から前条までの規定による過料の額は、情状により市長が定める。 2 第20条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	☐ 聴 聞 ☒ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	